

卒業生のみなさま

(対象：2024年、2023年の春に卒業した人で、2025年度に進学予定の人)

開明高等学校 事務室

以下のとおり奨学金の案内をいたします。

ご質問・ご相談等は、奨学金担当 宮崎(Tel06-6932-4461)が承っております。

- 日本学生支援機構大学予約奨学金案内・・・・・・・・・・・・・・・・p.1～p.5

予備回のスケジュールと要項

- 令和7年度から始まる「多子世帯への授業料無償化制度」の概要  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.6

## 日本学生支援機構大学予約奨学金について（ご案内）

令和7年度（2025年度）に大学等へ進学を予定する人を対象とした、日本学生支援機構の予約奨学金について、第3回目の申込受付を終了しましたが、以下のとおり予備回の申込受付をおこないます。希望者は、申込書類を事務室まで取りに来てください（郵送も可能です）。申込書類がお手元にある方は、そのまま使ってください。採用候補者になっても辞退することはできます。進学に際し経済的不安のある方は申し込みをご検討ください。

ご質問・ご相談は、奨学金担当 宮崎(Tel.06-6932-4461)が承っております。

\*電話：06-6932-4461

\*メールアドレス： info@kaimei.ed.jp

メールでの資料請求は、件名に「大学予約奨学金資料請求」と入力いただき、本文に生徒氏名・住所を入力してください。3日経っても返信がない場合は、お手数ですが電話での連絡をお願いいたします。

### ◆対象者

- ・就職希望のため第1回～第3回に申し込みを行わなかったが、その後就職から進学へ進路変更する生徒
- ・何らかの事由により、第1回～第3回に申し込みを行わなかった生徒

※すでに第1回～第3回の日程で申し込んだ人（受付番号が発行された人）は、予備回での申し込みのし直し、奨学金種類の追加はできません。進学先の学校で相談していただくことになります。

### ◆スケジュール

スカラネットへの入力期間	学校への書類の提出期限	通知時期
10月4日（金）～10月18日（金）	10月19日（土）	1月下旬

- ・貸与奨学金、給付奨学金ともに同じ期限です。
- ・申し込みには、スカラネットというインターネットサイトへの登録・申込内容の入力が必要です。詳しくは申込書類一式の中の「申込の手引き」をご覧ください。
- ・スカラネット入力や書類に不備がある場合は、採用候補者決定通知時期が2025年2月以降になることもあります。

## ◆ 申込の手順 ◆

- Step.1 申込書類一式を入手する（スカラネットの入力時に必要なID・パスワード、奨学金の詳細が書かれてあります）
- Step.2 冊子をよく読んで検討し、インターネットサイト（スカラネット）に必要な事項を入力する
- Step.3 提出書類を準備し、提出する（学校に提出する書類と、日本学生支援機構に直接提出する書類があります）
- Step.4 選考結果通知の受け取り（学校を通じて交付します）

## 【給与奨学金（返還の必要がない奨学金）】

○給付奨学金の支給対象になった人は、授業料・入学金の減免制度も同時に受けることができます。  
 ○給付奨学金を利用できる進学先は、国等から対象となることの確認を受けた学校です。対象校（「確認大学等」）は、文部科学省のホームページで確認できます。確認を受けていない学校へ進学した人は、給付奨学金や授業料等減免を利用できません。

<p>申込資格</p>	<p>■2025年3月に高等学校を卒業する予定の人 又は 高等学校を卒業後2年以内の人で、大学・専修学校に入学したことがない人。                  ■外国籍の人は条件に該当する人のみ申し込み可。</p>
<p>学力基準</p>	<p>■申込時までの評定平均値が3.5以上あること                  ■上記に該当しない場合は、将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学修意欲を有すること</p>
<p>収入基準                  (※1)</p>	<p>【第Ⅰ区分】申込者本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること（※2）                  具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※3）の合計が100円未満であること                  【第Ⅱ区分】申込者本人と生計維持者の支給額算定基準額（※3）の合計が、100円以上25,600円未満であること                  【第Ⅲ区分】申込者本人と生計維持者の支給額算定基準額（※3）の合計が、25,600円以上51,300円未満であること                  【第Ⅳ区分】申込者本人と生計維持者の支給額算定基準額（※3）の合計が、51,300円  <b>※4</b> 以上154,500円未満であること</p> <p>※1 収入については、2023年（1月～12月）の収入に基づく2024年度住民税情報により算出された支給額算定基準額が各区分に該当するか審査を行います。申込後に減収（失業等）があっても状況を鑑みることとはできません。★1                  ※2 ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除等は、収入基準の判定に影響しません。                  ※3 支給額算定基準額★2＝課税標準額×6%－（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）★3（100円未満切り捨て）                  ★1 申込時の収入等から収入状況に変更が生じていても（2024年分の収入状況は）、審査には考慮しません。                  ★2 市町村民税所得割が非課税の人は、（※2）の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。                  ★3 政令指令都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）に3/4を乗じた額となります。</p> <p><b>※4 第Ⅳ区分は、2024年からの新しい区分です。支援内容については、次ページの給付月額項目もご覧ください。</b></p>
<p>資産基準</p>	<p>申込日時点の申込者本人と生計維持者2人の資産合計額（※）が、2,000万円未満（生計維持者が1人の場合は1,250万円未満）であること。                  （※）資産の対象となるもの：現金やこれに準ずるもの（退職金、投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）、預貯金、有価証券、満期や解約により現金化した保険                  資産の対象とならないもの：土地・建物等の不動産、住宅ローン等との負債との相殺、満期・解約前の保険の掛金、貯蓄型の生命保険や学資保険</p>
<p>給付月額</p>	<p>世帯の所得金額に基づく区分に応じます。（次ページの給付月額をご確認ください）</p>
<p>給付期間</p>	<p>支給が認められた年月から正規の卒業時期まで</p>

## 【給与奨学金（返還の必要がない奨学金）】

### ◆収入・所得の上限額のめやす（単位：万円）

世帯人数	想定する世帯構成	親①が給与所得者の世帯 （年間の収入金額）				親①が給与所得者以外の世帯 （年間の所得金額）			
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
2人	本人、親（★）	207	298	373	630	135	192	245	439
3人	本人、ひとり親（★）、中学生	221	298	373	630	147	196	250	443
4人	本人、親①（★）、親②（無収入）、中学生	271	303	378	635	182	212	287	475
4人	本人、親①（★）、親②（給与所得者）、中学生	親①221 親②115	親①242 親②155	親①320 親②155	親①587 親②155	親①147 親②115	親①148 親②155	親①201 親②155	親①403 親②155
5人	本人、親①、親②（パート）、大学生、中学生	親①321 親②100	親①395 親②100	親①461 親②100	親①698 親②100	親①217 親②100	親①277 親②100	親①353 親②100	親①530 親②100

\*表中の数字はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

### ◆給付月額

世帯の所得金額に基づく区分	一般の課程（通信教育以外の課程）				通信教育課程
	国公立		私立		国・公・私/ 自宅・自宅外共通 （年額）
	自宅通学 （月額）	自宅外通学 （月額）	自宅通学 （月額）	自宅外通学 （月額）	
第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円	51,000円
第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円	34,000円
第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円	17,000円
第Ⅳ区分 <b>(※)</b>	7,300円 (8,400円)	16,700円	9,600円 (10,700円)	19,000円	12,800円

\*第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与を受けられる上限額が制限され、所得区分によっては0円になる場合もあります。

\*生活保護世帯（受けている扶助の種類を問いません）の人及び進学後も児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

### **(※) 【第Ⅳ区分の支援について】**

第Ⅳ区分相当の家計基準を満たす場合に、生徒本人の状況によって、以下のように支援内容が変わります。

**(1) 多子世帯に属している場合**（多子世帯…扶養している子どもが3人以上いる世帯）

給付奨学金として、進学先の学校設置者及び通学形態により上記の第Ⅳ区分の金額が支給されます。また、進学後に進学先の学校へ授業料等減免を申請した場合には、第Ⅰ区分の4分の1の額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

**(2) 多子世帯に属しておらず、対象校となる私立学校の理工農系の学科等に進学した場合**

給付奨学金の支給額は0円となりますが、進学後に進学先の学校へ授業料等減免を申請した場合には、授業料の文系との差額に着目した額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

**(3) 上記(1)～(2)のいずれにも当てはまらない場合**

給付奨学金を受けることはできず、授業料等減免の認定も受けることができません。

「多子世帯」については申込冊子【給付奨学金案内】8ページをご覧ください。「理工農系」については、文部科学省のホームページで確認できます。

## 【貸与奨学金（返還の必要がある奨学金）】

	第一種奨学金（無利子）	第二種奨学金（有利子）
申込資格	<p>■2025年3月に高等学校を卒業する予定の人 又は 高等学校を卒業後2年以内の人</p> <p>■外国籍の人は条件に該当する人のみ申し込み可。</p>	
学力基準	<p>申込時までの全履修科目の評定平均値が<u>5段階評価で3.5以上</u>であること。</p> <p>【第一種奨学金の学力基準の緩和】                      評定平均値が3.5に満たない場合、次の①～③のいずれかに該当し、将来社会で自立及び活躍する目標を持って進学しようとする学習意欲（※）がある者と認められれば、学力基準を満たすものとして取り扱います。</p> <p>①生計維持者（原則父母）の貸与額算定基準額（「家計基準」の欄参照）が0円である</p> <p>②生計維持者（原則父母）が生活保護を受給している</p> <p>③申込者本人が社会的養護を必要とする人である</p> <p>（※）レポート提出が必要です。成績を確認して個別に連絡します。</p>	<p>次の1～3のいずれかに該当する人</p> <p>1. 申込時までの全履修科目の学習成績が、学年の平均水準以上であること。</p> <p>2. 特定の分野において、特に優れた資質能力を有すると認められること。</p> <p>3. 大学等における学修意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。</p>
家計基準（※1）	<p>【第一種・第二種併用貸与】生計維持者の貸与額算定基準額（※2）が164,600円以下であること</p> <p>【第一種奨学金】生計維持者の貸与額算定基準額が189,400円以下であること</p> <p>【第二種奨学金】生計維持者の貸与額算定基準額が381,500円以下であること</p> <p>（※1）収入については、2023年（1月～12月）の収入に基づく2024年度の住民税情報により算出された貸与額算定基準額が、上記に該当するか審査をおこないます。</p> <p>（※2）貸与額算定基準額は次の計算式により算出します（100円未満は切捨て）</p> $\text{貸与額算定基準額} \star 1 = (\text{課税標準額}) \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額}) \star 2 - (\text{多子控除}) \star 3 - (\text{ひとり親控除}) \star 4 - (\text{私立自宅外控除}) \star 5$ <p>★1 市町村民税所得割額が非課税の人は、この計算式にかかわらず貸与額算定基準額が0円となります。</p> <p>★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額）に3/4を乗じた額となります。</p> <p>★3 生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合は、2人を超える子どもの1人につき40,000円を控除します。扶養している子どもの人数は、住民税情報またはスカラネット申告人数のうち、小さい人数を適用します。                      （例）生計維持者が「申込者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の3人を扶養している場合の控除額は、（3-2）人×40,000円=40,000円となります。</p> <p>★4 ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除します。</p> <p>★5 在学採用の審査において、申込者本人が私立の大学・短期大学・専修学校（専門課程）・高等専門学校に在籍し自宅外通学の場合に22,000円を控除します。今回の予約採用の審査においては一律0円となります。</p>	
貸与月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国公立大学                              自宅通学 45,000円 自宅外通学 51,000円</li> <li>■ 私立大学                              自宅通学 54,000円 自宅外通学 64,000円</li> <li>■ 国公立短期大学・専修学校                              自宅通学 45,000円 自宅外通学 51,000円</li> <li>■ 私立短期大学・専修学校                              自宅通学 53,000円 自宅外通学 60,000円</li> </ul> <p>この金額は最高月額です。最高月額を選択するには、併用貸与の家計基準を満たしている必要があります。</p> <p>最高月額以外は、2万円～5万円から選択</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2万円～12万円の中から必要な額を選択します。（1万円単位）</li> <li>■ 12万円を選択した場合、私立大学の医・歯学課程は4万円、薬・獣医学課程は2万円の増額ができません。</li> </ul>
貸与期間	2025年4月分から卒業する（修業年限の終期）まで	

## 【貸与奨学金（返還の必要がある奨学金）】

### ◆収入・所得の上限額のめやす（単位：万円）

世帯 人数	想定する世帯構成	（★）が給与所得の世帯			（★）が給与所得以外の世帯		
		第一種	第二種	併用	第一種	第二種	併用
2人	本人、親①（★）	761	1,166	706	546	893	500
3人	本人、親①（★）、親②（無収入）	716	1,113	661	536	879	489
4人	本人、親①（★）、親②（★※）、中学生	803	1,250	743	552	892	506
5人	本人、親①（★）、親②（★※）、中学生、小学生	905	1,334	841	629	958	585

\*表中の数字はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

### 家計基準に該当するか調べるには・・・

#### 【進学資金シミュレーターで試算する】

JASSOのホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」で、収入基準に該当するかおおよその目安として確認できます。

※本シミュレーションの結果は、入力された情報等を基に試算した結果によるものであるため、シミュレーション結果と実際の選考結果に差異が生じる場合があります。あらかじめご承知おきください。



#### 【課税（所得）証明書を取得して調べる】

市区町村役場で取得できる課税証明書（自治体によっては所得証明書）を用いて、より具体的に貸与額算定基準額を試算することができます。詳細は、JASSOのホームページをご確認ください。



（日本学生支援機構奨学金案内より抜粋）

# 大学等の無償化 子ども3人以上の世帯への支援を拡充します！



**開始時期** 令和7年度～(入学生・在学生)  
※令和6年度以前から在学している方も対象となります。

**申込手続** 令和7年度**入学後**各学校で

**支援対象** 子ども**3人以上**の世帯

**所得制限** 所得制限**なし**

**減額支援** 授業料**70万**・入学金**26万**  
(私立大学4年制の場合70万円×4年+26万円が減額支援)  
 ※令和7年度からの多子世帯への支援は、授業料等の減額支援のみです。現金支給ではなく、各学校の授業料等が減額されます。

**学業要件** **学修意欲**があれば採用

進学後に満たすべき要件は



## チェック

### ◆ 子ども3人以上の世帯が対象



- 3人同時に扶養(親族から経済的援助を受けること)されている間は、**第1子から支援対象**となります。
- 第1子が就職を機に経済的に自立するなど扶養から外れた場合は支援対象外となります。

R7年度改正のよくある質問は



## チェック

### ◆ 要件を満たした大学・短大・高専・専門学校が対象



- 一定の**要件を満たした学校**(大学・短期大学・高等専門学校(4・5年)・専門学校)が**対象**となります。
- 対象外の学校に入学した場合は支援を受けることができません。

支援の対象となる学校は

